

平成 30 年 4 月 18 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380110

研究課題名(和文) 株主代表訴訟における手続法上の証拠収集と実体法秩序

研究課題名(英文) Collection of Evidence in Civil Procedure and Discipline of Substantial Law in Derivative Actions

研究代表者

中東 正文 (Nakahigashi, Masafumi)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：00237372

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、会社法制に留まるものではなく、民事手続法の基本に関わり、より根本的な検討が必要である。

すなわち、証拠収集に関する基本的な発想が、英米法と日本法では異なっている。証拠は全て訴訟当事者が共有することを基本とする英米法の発想のもとで、当事者主義・弁論主義を基礎とするわが国において、米国法に由来する代表訴訟の証拠収集の在り方を同じ土俵で検討することは妥当ではないと考えられる。この点を確認した上で、代表訴訟における原告株主の証拠収集のあるべき姿が模索されるべきである。

研究成果の概要(英文)：It is found that the much deeper analysis should be necessary to approach closely and exactly to this research topic, since the topic is concerning to the basis of civil procedure law, not only covered by corporate law regime. The basic ideas concerning to collection of evidence are completely different between in the Anglo-American law and Japanese law. In the Anglo-America jurisdictions, the basic idea is that all relevant evidence should be shared by the parties on the table of trial courts. In contrast, in Japan, parties who have a burden of proof have to collect necessary evidence to support the claim by themselves under the traditional adversarial system. After close examination on the above difference, the ideal or more appropriate regime on the collection of evidence should be searched.

研究分野：社会科学

キーワード：代表訴訟 文書提出命令 証拠収集

1. 研究開始当初の背景

平成 23 年には、新しい非訟事件手続法が制定され、また、同整備法によって会社法も改正された。これにより、争訟性が高い会社非訟事件については、以前よりも当事者主義的に再構築された。例えば、文書提出命令に関する民事訴訟法の規定が準用されることになった点にも、非訟事件手続が民事訴訟手続に接近していく様子を窺うことができる。

実務においても、頓挫したシャルレの MBO に関する代表訴訟事件において、神戸地裁平成 24 年 5 月 8 日決定（以下、「神戸地裁決定」という。）は、文書提出命令を求める原告株主の申立てを広範に認容した。

神戸地裁決定の一般的な判断は、裁判手続においても、実体法の規範を基礎に自己利用文書の該当性を検討するものであろう。会社法上も、MBO のように、構造的な利益相反が存する取引において、買付側には十分な情報開示が期待されている。買収側は、公正な手続を経て、買付価格の公正さが担保されていることについて、開示された書面や情報のみから説明することができるように設計すべきである。この意味では、同地裁決定は、レックス HD の MBO に関する株式の価格決定事件における東京高裁平成 20 年 9 月 12 日決定と同様の発想を有するものである。

ところが、神戸地裁決定は、出金伝票と請求書についても、自己利用文書には該当せず、文書提出命令の対象となると判断した。もしもこのような基準が一般化されると、会社法の帳簿閲覧権に関する規整ないし利益衡量が、手続法によって覆される可能性がある。例えば、閲覧の対象となる文書の限定、持株要件、拒絶事由などの形で、会社法が築いている閲覧権に関する実体法の秩序が、手続法によって容易に破られることになる。

神戸地裁決定の方向性は、民事手続法研究者らが重視してきた証拠収集手段の拡充という問題意識に沿うものではあろう。しかし

ながら、最高裁平成 12 年 12 月 14 日決定などの先例に照らして、妥当な結論を導くものであるのか、疑問がある。

のみならず、上記最高裁決定が示唆するように、会社法は、団体的秩序の調整を試みて、利害関係人に対して一定の枠組みで文書等の閲覧権を認めている。代表訴訟の場面であれ、価格決定の場面であれ、その他の場面であれ、文書提出命令の是非を判断する際には、実体法と手続法との協調が十分に検討されるべきではないか。

このような問題意識から、「株主代表訴訟における手続法上の証拠収集と実体法秩序」を考察しようとした。

2. 研究の目的

株主代表訴訟事件に着目し、手続法による証拠収集手段の拡充に関して、まずは議論状況の動向を確認して、その上で、実体法秩序との整合性を検証する。

最終的には、実体法秩序と調和した形で、手続法による証拠収集手段を拡充するとすれば、どのような形が望ましいかについて、理論的な基礎を示しつつ、具体的な姿を提言することを目標とした。

実体法の秩序と手続法の秩序との交錯は様々な場面でみられるが、本研究では、とりわけ代表訴訟に注目している。これは、原告株主にとって、会社が有する書類等の閲覧・謄写請求権が会社法で定められており、要件等の設定において、会社の利益と株主の利益が実体法上も調整しようとしているからである。

3. 研究の方法

本研究では、手続法研究者の研究動向、裁判所の動向、これらに対する会社法研究者の対応を分析して、課題の整理と分析を行った。

その際には、手続法研究者らの証拠収集手段の拡充を求める動きは、英米法の手続法が主として参考とされていると思われるので、

日本法にも理解があり、また、英米法に知見の深い研究者に協力を求めた。

具体的には、シンガポール国立大学を2度訪問するなどして、シンガポール国立大学のDan Puchniak 准教授(カナダのビクトリア大学法学部出身)、同大学のAlan Koh 助教(当時。現在は弁護士)、プリティッシュ・コロンビア大学のJanis Sarra 教授(カナダ)、大阪大学の久保田安彦准教授(現在は、慶應義塾大学の教授)、南山大学の家田崇教授から、議論、文献の紹介等を通して研究を深めた。

また、Sean McGinty 名古屋大学特任講師(当時)とともに、国際的なワークショップにおいて(ソウル大学、ブツェリウスロースクール、名古屋大学に所属する研究者を中心とするもの)、「Derivative Action and Measures to Collect Evidences in the Civil Procedure」と題する報告を行い、参加者から貴重な意見等を受けた。この報告に先立って、McGinty 特任講師とは、英米法と日本法との比較を中心に検討を行った。

4. 研究成果

本研究課題は、会社法制に留まるものではなく、民事手続法の基本に関わり、より根本的な検討が必要である。

すなわち、証拠収集に関する基本的な発想が、英米法と日本法では異なっている。証拠は全て訴訟当事者が共有することを基本とする英米法の発想のもとで、当事者主義・弁論主義を基礎とするわが国において、米国法に由来する代表訴訟の証拠収集の在り方を同じ土俵で検討することは妥当ではないと考えられる。

この点を確認した上で、代表訴訟における原告株主の証拠収集のあるべき姿が模索される必要があることを解明した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

中東正文「代表訴訟制度と証拠収集」金融・商事判例 1477 号 1 頁(2015 年)

中東正文「株主による会社の書類への直接的アクセス」金融・商事判例 1509 号 1 頁(2017 年)

〔学会発表〕(計 1 件)

Masafumi Nakahigashi & Sean McGinty, 'Derivative Action and Measures to Collect Evidences in the Civil Procedure', "Recent Comparative Legal Issues on Corporate Law and Securities Law" (The 3rd Joint Workshop of SNU Center for Financial Law, Bucerius Institut für Unternehmens-und Kapitalmarktrecht & Nagoya University Graduate School of Law) at Seoul National University (September 11, 2015)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織
(1)研究代表者

中東正文 (Nakahigashi, Masafumi)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00237372

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし

(4)研究協力者
なし